



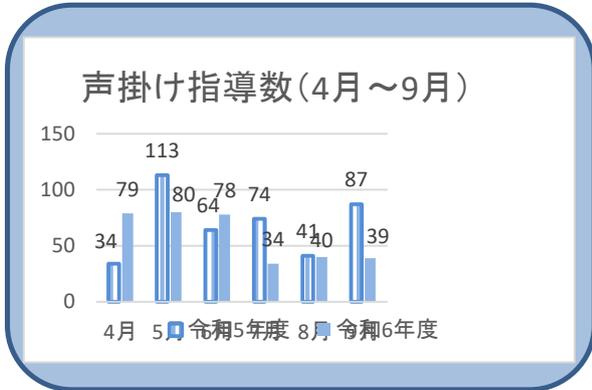
青少年センターだより

第2号

令和6年12月13日発行
帯広市教育委員会
青少年センター
☎ 0155-65-4161

令和6年度 声かけ指導の内訳（4月～9月）

○声かけ指導人数



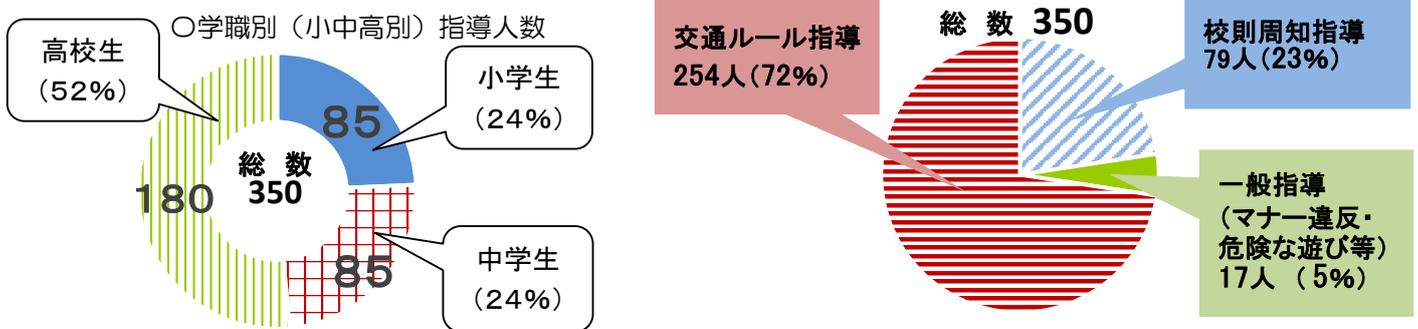
101名の指導協力員とともに 街頭巡回指導実施中！！

今年度も、郊外大型店やゲームセンターを中心に街頭巡回指導を実施しています。

巡回は、当センター職員と各関係機関などから推薦された市民による指導協力員101名が協力して実施しており、青少年への「愛ある声かけ」を心がけて指導しています。

声かけ指導の内容は、小・中学生に対してはゲームコーナーにおいて保護者同伴での入場が決められている校則の周知、高校生に対してはスマホ操作しながらの自転車片手走行やイヤホン装着しての自転車走行などの交通ルール指導が大半です。

○指導内容別人数



西小学校で『子ども110番の家スタンプラリー』実施！

西小学校の『子ども110番の家スタンプラリー』は、18回目の開催となりました。当日は、児童9名・保護者3名が校区内にある「子ども110番の家登録者宅」の「黄色いのぼり」を目印に、子どもたちの「目」で実際に確認しながら20軒の登録者宅を訪しました。

この『子ども110番の家』事業は子どもたちの身の安全を守り、被害の未然防止や早期解決の手助けを行う目的で実施しています。今回の西小のスタンプラリーの様子に、児童とその保護者に向けた『子ども110番の家』周知活動が他校区へも広がっていくことを期待します。



「子ども110番の家」登録先を訪し、スタンプを押してもらいま

第32回光南まつりにて「子ども110番の家」PR活動を実施



10月26日（土）の午前中、光南小学校においてPTA主催の「秋まつり」が実施され児童や保護者・家族約370名が参加しました。青少年センターではブースの一部をお借りし、児童を対象に『子ども110番の家』って「なに?」「何をするの?」などをマンガチラシなどで分かりやすく説明しました。また保護者へは

『子ども110番の家』事業において年々減少している個人登録者・事業所の現状とその必要性を理解していただけるように資料を展示し、新規登録への協力を呼びかけました。

当センターでは、今後も各学校でのイベントに赴き、PR活動などを実施していきたいと考えております。ぜひ青少年センターまでお声掛けください。



青少年センター直通：0155-65-4161



重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。



道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に対して新たに罰則が整備されました。（令和6年1月1日施行）

自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則が強化されました。

～禁止事項～

- ・自転車運転中にスマートフォンを手に持ち通話すること。
- ・自転車運転中にスマートフォンに表示された画面を手で保持しながら、また自転車に取り付けた画面を注視すること。

※停止中の操作は対象外



6か月以下の懲役又は
10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

「自転車運転中のながらスマホ」は自転車運転者講習制度の対象になります。

対象年齢は14歳以上の自転車運転者、中高生も講習の対象です。

自転車運転者が危険行為を繰り返すと

自転車運転者講習制度

の対象となります。

主な危険行為

信号無視

一時不停止

右側通行

など

～自転車運転者講習の流れ～

自転車運転者が危険行為を繰り返す
●3年以内に2回以上

公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

講習の受講
○時間：3時間
○受講料：6,000円

※受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金が科せられます。

※「危険行為」とは自転車の運転に関于行われた行為です。

【北海道警察本部資料より】

もしも事故に遭ったとき・・・

事故時の正しい対応 加害者でも被害者でも、事故にあったら負傷者の救護と警察に連絡を。

- 1 けが人の救護…けが人がいる場合、119番に通報し、救急車を呼ぶこと。
- 2 安全の確保…歩道など安全な場所に自転車を移動させるなど、二次災害を防止すること。
- 3 警察への報告…110番に通報し、警察に連絡すること。

保護者・学校への連絡も忘れずに！

※けが人の救護を怠った場合、1年以下の懲役または10万以下の罰金

※警察への連絡を怠った場合、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

- 4 相手の連絡先の確認…事故の相手の名前、住所などの連絡先を確認すること。
- 5 自転車保険に加入している場合は保険会社に連絡すること。